


所管部課	子ども生活部子育て支援課	部長	榎本 豊			
件名	東大和市母子家庭等自立支援給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>「母子及び寡婦福祉法」が平成26年10月1日より、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されることに伴い、本要綱の文言整理を行う必要があることから、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> 引用法律名の改正。 「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。 「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。 <p>(2) 施行日 平成26年10月1日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審査終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。